

安全保障理事会決議 2391 (2017)

2017年12月8日、安全保障理事会第8129回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理諸決議 2374 (2017)、2364 (2017) および 2359 (2017) 並びに 2017年10月6日の安保理報道声明を想起し、

国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任を想起し、

サヘル5か国グループの諸国、すなわちブルキナファソ、チャド、マリ、モーリタニアおよびニジェールの主権、独立、統一および領土保全に対する安保理の強い公約を確認し、

サヘル地域における、テロリズムと組織犯罪により与えられた国境を越えた脅威（人、武器、薬物および天然資源の取引並びに移民の密入国を含む）に関して安保理の深い懸念を表明し、そしてサヘル G5 国家における文民、地方、地域および国家機関からの代表、並びに国の、国際的なそして国連の治安部隊に対する継続した攻撃を強く非難し、

越境組織犯罪からの利益を受けるものを含む、G5 サヘル国家における、地域的なまた国際的な平和と安全に関するテロ組織の活動の影響を認め、

これらの脅威と課題に対処する G5 サヘル国家の主要な責任、並びに文民の保護を通じたものを含む、平和と安全を回復する目的で、テロリズムと越境組織犯罪と闘うための地域的なまたは準地域的なレベルでその努力を合わせているアフリカ諸国を支援する国際社会の重要性を強調し、

その展開が 2017年4月13日のアフリカ連合平和安全保障理事会コミュニケにより承認されまた国際連合安全保障理事会決議 2359 (2017) により歓迎されてきた、国境を越えた共同軍事作戦を実施している合同軍（サヘル五か国合同軍—「FC-G5S」）の設立を通じたものを含む、テロリズムと越境組織犯罪の影響に対処するその努力を合わせる G5 サヘル国家の継続した決意を歓迎し、

2017年7月2日のバマコにおけるサミット、2017年9月18日のニューヨークにおけるハイレベル会合、マリ、モーリタニアおよびブルキナファソへの訪問を通じた10月19日から22日のサヘル地域への安全保障理事会派遣団、並びに2017年10月30日の安全保障理事会の閣僚級概要説明の期間中に繰り返し表明された、FC-G5Sを完全に実施に移すというG5サヘル国家の公約の再確認に満足しつつ留意し、

G5サヘル国家が、適切な資源をFC-G5Sに提供する責任を有していることを想起し、適切な場合には、FC-G5Sに対する適切な兵站的な、作戦上のまた財政上の援助の提供を通じたものを含む、二国間および多数国間の協力機関からの追加の支援を奨励し、FC-G5Sに対する資金と支援を確保することは、サヘル地域の持続する安定に対する極めて重要な貢献を為すであろうことを強調し、そして二国間や多数国間の支援が、補足的にまた最も効率的な方法でFC-G5Sの必要性に対処することにおいて果たすことができる補足性に留意し、

ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、欧州連合、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ルクセンブルク、スロバキア、スロベニア、スペイン、トルコおよびアメリカ合衆国を含む、FC-G5Sに対して支援を提供するという、いくつかの資金供与国により今日までに為された公約を歓迎し、

FC-G5Sの作戦を支援するフランス部隊の取組を歓迎し、

サヘル地域における治安能力を強化する二国間と多数国間の協力機関の貢献、特に、サヘル地域における国の治安部隊に対する訓練と戦略的助言を提供することにおける欧州連合派遣団（EUマリ訓練ミッションーEUTMマリ、EUマリ能力構築ミッションーEUCAPサヘルマリ、およびEUニジェール能力構築ミッションーEUCAPサヘルニジェール）の役割を称賛し

FC-G5Sに対する国際連合支援のための様々な可能な選択肢の概略を含む、2017年10月16日のG5サヘル合同軍に関する事務総長報告書（S/2017/869）に留意し、そしてこの報告書が、G5サヘル国家により暖かく歓迎されたことに留意し

G5 サヘル国家における状況を評価すること並びに上で言及した事務総長報告書に含まれた所見と勧告を議論することを主な目的とした、マリ、モーリタニアおよびブルキナファソへの訪問を通して、10月19日から22日までサヘル地域に対して安保理が実行した任務を想起し、

国際連合マリ多元統合安定化ミッション（MINUSMA）と FC-G5S が、マリにおけるまたサヘル地域における平和と安定を回復するための相互に有益である手段となる可能性を有していることを認識し、そしてそれらが、国際連合平和維持活動とアフリカ活動との間の積極的な相互作用を構成する可能性を有していることを強調し、

MINUSMA に対する主要な能力が欠けていることが続いていることに安保理の重大な懸念をくり返し表明し、そして加盟国に対し、MINUSMA のより主体的なまた強固な態度の業績を通じたものを含む、決議 2364（2017）に従って、MINUSMA がその職務権限の実施において進展を為し続けるために、適切な能力、展開前と適当と認められる場合には、その場の訓練および業務環境に対して具体的な、実現するものを含む、装備を持った部隊および警察を含む、必要な能力を提供することを促し、

サヘル地域における永続した平和と安全は、マリにおける平和と和解に関する協定（「同協定」）の完全な、効果的なそして包括的な実施なしに達成されないことを強調し、そして同協定の全ての当事者が、その実施において確固とした進展を為す主要な責任を共有していることを強調し、

マリにおけるまたサヘル地域におけるテロリズムに対処するためのあらゆる取組は、同協定の完全な、効果的なそして包括的な実施を含む、現行の政治プロセスに対する補完であるべきことを強調し、

G5 サヘル国家が直面している脅威に対する軍事的対応は、作戦のあらゆる地区において文民に対する危害の危険を最小化するための積極的な措置をとることにより、並びに治安、統治、開発、人権および人道問題を網羅している包括的な地域戦略の迅速且つ効果的な実施を伴うならば、国際法を完全に遵守して行われる場合にのみ、効果的になることができることを強調し、

決議 1325（2000）と決議 2242（2015）を含む、関連する安全保障理事会諸決議において認められたように、平和構築活動並びに紛争後の状況において、紛争の予防と解決における女性の重要な役割を強調し、

サヘル地域における、越境組織犯罪からの利益を得ることのものを含む、テロリスト組織の活動が、国際の平和および安全の維持に対する脅威を構成することに留意し、

### ***FC-G5S の運用化と地位***

1. 2017年10月17日の合同軍の当初の作戦能力の実現を通じたものを含む、FC-G5Sの運用化において達成された着実且つ迅速な進展を歓迎し、そして中部国境地区で行われた最初の作戦「Hawbi」を積極的に留意する。

2. FC-G5Sの完全且つ効果的な運用化に向けたその持続的な取組についてG5サヘル国家を称賛し、そして彼らに対し、発表された時間的枠組の2018年3月までにFC-G5Sがその完全な運用能力に達するために適切な措置を講じ続けることを奨励する。

3. その要員派遣諸国の領域全体を通じた、5,000名までの軍事、警察および文民要員の、サヘル地域における平和と安全を回復することを目的としたFC-G5Sの展開は、2017年4月13日から始まる12か月の当初期間の間、アフリカ連合平和および安全保障理事会の決定により承認されていることを想起する。

### ***支援グループ***

4. FC-G5Sの作戦の戦略的概念において言及された支援グループ(「同支援グループ」)は、FC-G5Sの運用化、国際支援の動員と調整、その戦略的目標の更なる説明および作戦の概念並びに治安、統治、開発、人権および人道問題を網羅している包括的な戦略の実施に関する見解の交換のための有益なまた適切なプラットフォームを表していることに留意する。

5. G5サヘル国家に対し、FC-G5Sを支援している主要な地域的と国際的な関係者に関与することに起因し、そして技術的や政治的レベルで代わりに合致する、同支援グループの活動の型、様式を明らかにすることを奨励する。

6. 長の地位を交替させている G5 サヘルに対し、その地域的なまた国際的な環境に FC-G5S の完全なまた効果的な統合並びに FC-G5S に対する国際的な支援の効率的な調整を確保することを続けるために、同支援グループの会合を定期的に招集することを求める。

### **国際的な支援の調整**

7. FC-G5S の必要性を特定することとドナーの二国間貢献を調整することにおいて、特に「調整ハブ」メカニズムを通して欧州連合とその加盟国により支援された、また国際連合とアフリカ連合との密接な調整において、G5 サヘルにより果たされた中心的役割を歓迎する。

8. 治安、統治および開発の分野における G5 サヘル国家の協力を支援する G5 サヘルの常設事務局の積極的役割に留意し、そして事務総長に対し、UNOWAS を通して、この任務を達成するために G5 サヘルの常設事務局に対し、既存の職務権限と資源の範囲内で、技術的援助を提供することを要請する。

### **二国間支援**

9. FC-G5S に対する支援を提供するため G5 サヘル国家および幾つかのドナーによりなされた、今日までに総額 1 億 7,700 万ユーロ以上に相当する、公約を歓迎し、そしてこれらの公約の幾つかを遂行するために既に講じられた措置に満足しつつ留意する。

10. その他の拠出者と密接に調整して、FC-G5S を支援する国際的な自発的拠出を送るための制度としてのそのアフリカ平和ファシリティが仕えるという、G5 サヘル国家の支援を得て、欧州連合によりなされた提案に感謝しつつ留意する。

11. ブリュッセルで、FC-G5S を支援する国際誓約会議を共同開催する G5 サヘル、国際連合、アフリカ連合および欧州連合の現在の議長の意図を歓迎し、そして全ての国際的なまた地域的な協力機関に対し、FC-G5S に対する二国間援助を提供することを約束するためこの機会をつかむことを奨励する。

### **国際連合の支援**

12. テロリスト集団およびその他の組織犯罪集団の活動に対処する FC-G5S の取組は、サヘル地域におけるより安全な環境を創造するのに貢献し、そして従って、マリを安定化させるその職務権限の MINUSMA による遂行を促進することを強調し、そして以下の第 13 項において示されたように、MINUSMA からの作戦上のまた兵站的支援が、FC-G5S に、現在のその能力レベルを考えると、その職務権限を実現するその能力を高めることを認める可能性を有していることを更に強調する。

13. 事務総長に対し、MINUSMA を通して FC-G5S に具体的な作戦上のまた兵站的な支援を提供することを目的とした国際連合、欧州連合および G5 サヘル国家の間の技術協定（「同技術協定」）を可及的速やかに締結するための適切な措置を講じることを、そして同技術協定に従って提供される支援は、以下のことを行うべきことをこの文脈で要請する。

(a) 合同軍の枠組の中においてマリ領域で活動する場合にのみ、G5 サヘル国家の防衛および治安部隊に適用する。

(b) MEDEVAC と CASEVAC を構成し、生活支援消耗品（燃料、水および食料）に対してアクセスしそして国際連合工学プラント装備と材料並びにマリにおける FC-G5S の作戦基地の準備を支援することを部隊に可能にする MINUSMA の制服部門の工学を使用する。

(c) FC-G5S を支援する国際的な自発的拠出の調整のために設立された EU が調整した資金調達メカニズムを通して、国際連合への完全な財政的な払い戻しの対象となる。

(d) 部隊の司令官と密接に協議して、そして MINUSMA の職務権限と戦略的優先事項を実施するその能力に影響することなしに、マリ担当事務総長特別代表兼 MINUSMA の長の裁量で実施されそしてそのような支援がその能力の現在のレベルと一致する場合 MINUSMA の作戦地区に制限される。

14. 同技術協定に対し、FC-G5S の完全な自給自足に向けた暫定的な措置を講じることを奨励し、そして MEDEVAC および CASEVAC を含む MINUSMA の支援取極、工学能力、並びに後方支援供給チェーンは、FC-G5S に対する支援を促進するための調整がそれ自身の作戦に悪く影響するかまたは派遣団の要員を過度な危険に置くならば、調整されるべきではないことを強調する。

15. 事務総長が、FC-G5S の運用化に特別の焦点を当てて、同技術協定の実施を定期的に再検討することを勧告する。

16. MINUSMA と FC-G5S に対し、自らの各々の職務権限の範囲内で、関連する手続を通して、自らの作戦の適切な調整と情報交換を確保し続けることを求め、そして G5 サヘルの加盟国から MINUSMA への関連する情報および連絡担当官の提供を通して MINUSMA と G5 サヘル加盟国との間の協力を強めるという事務総長へのその要請をこれに関連してくり返し表明する。

### **国際法および人権政策の下での義務**

17. 国際人道法、国際人権法および適用可能な場合には国際難民法を含む、国際法を十分に遵守して実施される FC-G5S の作戦の必要性、および作戦のあらゆる地区において文民に対して危害を加える危険性を最小化するため並びに説明責任および作戦期間中逮捕されたそしてテロリストや関連する犯罪を疑われた者の刑事司法への移送を確実にするため積極的な措置を講じる G5 サヘル国家と FC-G5S の必要性を強調する。

18. ジェンダーの視点は、ジェンダーの分析と女性の参加が、評価、計画立案および作戦に統合されることを確保することによるものを含めて、FC-G5S の作戦の戦略的概念のあらゆる側面を実施することにおいて考慮されるべきことを強調する。

19. 解放されたかまたはその他の方法でこれらの集団から離された子どもを保護しそして被害者として考慮するため、そしてこれらの集団と関係のあった全ての子どもの保護、解放および社会復帰に特別な注意を払うため、テロリストや越境組織犯罪者集団との子どもの結び付きを考慮する G5 サヘル国家の必要性を強調する。

20. 性的搾取および虐待に関するアフリカ連合のゼロ・トレランスの姿勢を歓迎し、そして FC-G5S の枠組において活動している自らの要員による性的搾取および虐待に対する刑事責任の免除を防止しそして闘うための適切な措置を講じる G5 サヘル国家の必要性を強調する。

21. G5 サヘル国家に対し FC-G5S の枠組において活動している自らの派遣部隊に対して最も高い基準の透明性、行為および訓練を確保すること、FC-G5S に関連した人権の違反と侵害また国際人道法の違反を防止し、調査し、対処しそして公に報告するための強固な遵守枠組（「同遵守枠組」）を設立することを求める。

22. 地域的および国際的な協力機関に対し、自発的拠出、技術的援助と助言を通して、G5 サヘル国家と FC-G5S による同遵守枠組の設立と実施における G5 サヘル国家の取組を支援することを求め、そして国際連合関連組織、EUTM、EUCAP、フランス部隊を含む、全ての関連する協力機関に対し、その各々の職務権限の枠組と既存の資源の範囲内で、同遵守枠組の実施を支援することまたこれに関連してその活動の密接な調整を確保することを奨励する。

23. 事務総長が、非国際連合治安部隊に対して提供したあらゆる支援が、非国際連合部隊に対する国際連合支援についての人権デュー・ディリジェンス政策（HRDDP）を厳格に遵守して提供されることを確保することに留意し、そして FC-G5S に対し、関連する監視および報告制度が整っておりそして機能していることを確保することによるものを含めて、HRDDP を実施することにおいて国際連合と協力することを求める。

#### **マリにおける平和と和解に関する協定の実施**

24. 同協定の主要条項の完全実施における執拗な遅れについて安保理の深い懸念を表明する。

25. 2017 年 10 月 21 日にバマコにおける協定のフォローアップ委員会の委員とのその会合期間中に表明された、とりわけ以下のことを通して、同協定の下でのまだ履行されていない義務を完全且つ迅速に実現するすぐのまた具体的な行動を取るというマリ政府およびプラットフォームと調整の武装集団に対する安保理の緊急の呼びかけを更新する。

(a) マリ北部における暫定行政の運用化、

(b) キダルとトンブクトゥにおける運用調整メカニズムの設立、

(c) 適切な適格性基準の定義および完成した候補者の一覧表の提出を通したものを含む、営舎の割り当てと武装解除、動員解除および社会復帰過程における進展並びにマリにおける再構成された軍および治安部隊の漸進的な再展開を達成することを目的とした治安部門改革における進展、

(d) 地方分権過程における進展、

(e) 完全且つ平等な女性の参加を確保すること；

26. 同協定において言及された独立監視者としてカーター・センターの任命を歓迎し、同協定により定義された、独立監視者の職務権限は、なんらかの障害を特定し、責任を認定しそして講じられるべき措置を勧告しつつ、同協定において為された公約の実施に関する包括的な報告書の4か月毎の発行を通したものを含めて、同協定の実施に向けた進展を客観的に評価することであることを想起し、そして全ての当事者に対し、独立監視者としてのその職務権限の実施を促進するため、カーター・センターと十分に協力することを求める。

27. 同協定に違反して敵対行為に関与すること、並びに妨害する、または長期にわたる遅延により妨害する、若しくは同協定の実施を脅かすために取られた行動は、その他の指定基準の中でも、決議 2374 (2017) に従った制裁指定のための根拠を構成することを強調する。

28. 協定のフォローアップ委員会の全ての委員とその他の関連する国際的な協力機関に対し、同協定の実施に対するその支持を維持することを求める。

### **開発および統治努力**

29. サヘル地域における統治と治安および開発を強化するための包括的な枠組みを提供することにおけるサヘルに対する国際連合統合戦略 (UNISS) の重要な地位を再確認する。

30. 主要な優先事項と目的の識別を通して、サヘル地域の人々と共同体の必要性に対する国際的な対応のより良い調整と効率性を確保する目的で、副事務総長が議長を務めたサヘルに関する執行委員会作業部会の設立を通して、UNISS の実施に対して更新された勢いを与えるための事務総長の取組を歓迎

し、そしてドナーに対し、自らの努力を動員しそしてこれらの主要な優先事項と目的についての自らの活動を合わせることを求める。

31. 国際連合と密接に調整した、「サヘルのための同盟」の開始を通したものを含めて、サヘルにおける開発努力を支援する革新的な対処方法を促進する主要なドナーの結集を歓迎する。

32. G5 サヘル国家に対し、紛争の予防と解決のための機関や制度における女性の完全且つ平等な参加を確実にすること並びにサヘル地域におけるテロリズムや犯罪組織により与えられる脅威（人、武器、薬物および天然資源の取引、および移民の密入国を含む）に対抗するための包括的戦略の策定にジェンダーの視点を含めることを求める。

### 報告およびフォローアップ

33. 事務総長に対し、G5 サヘル国家とアフリカ連合と緊密に調整して、以下のことに焦点を絞って、この決議の採択の五か月後とそれから六か月毎に、FC-G5S の活動に関して安全保障理事会に対して報告することを要請する。

(i) FC-G5S の運用化における進展について、

(ii) FC-G5S に対して認められた国際的な支援とその効率性を高めるための可能な措置について、

(iii) MINUSMA により FC-G5S に対して提供された支援の詳細な概要、MINUSMA に関するその潜在的影響の評価並びに MINUSMA の兵站的および業務上の支援が段階的に撤退する可能性があるときの FC-G5S の運用化のレベルを示すための達成目標の提供を通したものを含めて、技術協定の実施について、

(iv) FC-G5S により遭遇された課題と更なる熟考のための可能な措置について、

(v) 同遵守枠組、HRDDP の G5 サヘル国家による実施について、並びに女性と子どもに関するものを含む、一般住民についての FC-G5S の軍事作戦のなんらかの悪影響を緩和するための方法について

て；

34. 事務総長の報告書に基づいて、FC-G5S の展開を定期的に再検討する安保理の意図を表明する。

35. 上記第 33 項で言及された事務総長報告書が、もう効力がない決議 2359（2017）の第 7 項により要請された FC-G5S に関する報告の異なる系統に対して代わりに取り得る方法を構成することを決定する。

36. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。